

入湯税の使途について

入湯税は、地方税法に基づき、環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する経費に充てるため、鉱泉浴場（温泉施設）における入湯行為に課税する目的税です。

令和8年度一般会計予算における入湯税の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】入湯税 1,110千円

【歳出】入湯税が充てられる経費 45,994千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他		入湯税
商工費	温泉センター管理費	45,994	0	7,900	38,094	1,110
合 計		45,994	0	7,900	38,094	1,110